雄物川水系渇水情報連絡会規約

（名称）

第１条　本会は、雄物川水系渇水情報連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

（目的）

第２条　連絡会は、雄物川水系の渇水時において、関係利水者間の調整協議が円滑に行われるようにするために、河川管理者及び利水者間の情報交換を積極的に行い、渇水時の合理的な水利用並びに河川環境の保全を図ることを目的とする。

（協議事項）

第３条　連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議するものとする。

（１）水利用の実態に関する情報交換

（２）水利用の実態把握のための連絡体制に関すること

（３）河川流況及び水質等河川環境の保全に関する情報交換

（４）合理的な水利用の方策に関すること

（５）その他必要と認められる事項に関すること

（組織）

第４条　連絡会は、別表－１に掲げるものによって組織する。

２、連絡会に、会長１名及び副会長１名を置くものとする。

３、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理するものとし、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長をもってこれにあてる。

４、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、秋田県建設部河川砂防課長をもってこれにあてる。

５、連絡会は、必要に応じ、別表－１に掲げる以外の、利水者及び関係機関を参加させることができる。

（会議の招集）

第５条　連絡会は、第３条に定める協議事項を処理するため、以下に示す段階において会長が召集する。

（１）毎年度（定例会）

（２）会長が必要と認めたとき

（部会）

第６条　連絡会に部会を置く。

２、部会は、雄物川上流部と雄物川下流部とする。

３、部会に部会長を置き、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長を上流部会長、

東北地方整備局秋田河川国道事務所長を下流部会長とする。

４、部会長は、必要と認めたとき部委員を召集し、連絡会に準じた部会務を掌理することができる。

（事務局）

第７条　連絡会の事務を行うため事務局を置く。

２、事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所河川管理課に置く。

３、下流部事務局を東北地方整備局秋田河川国道事務所河川管理課に置く。

４、渇水に関する情報連絡並びに記者発表については、上流事務局である湯沢河川国道事務所が行う。

（規約の改正）

第８条　この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の同意を得てこれを行うことができる。

（雑則）

第９条　この規約に定めるものの他、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付則　この規約は、平成１８年６月５日から適用する。
付則　この規約は、平成２２年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、平成２３年６月２２日から適用する。
付則　この規約は、平成２４年６月２２日から適用する。
付則　この規約は、平成２４年９月２０日から適用する。
付則　この規約は、平成２６年６月２７日から適用する。
付則　この規約は、平成２７年６月１７日から適用する。
付則　この規約は、平成２７年７月９日から適用する。
付則　この規約は、平成２９年７月１１日から適用する。
付則　この規約は、平成３０年６月２９日から適用する。
付則　この規約は、平成３０年８月３日から適用する。
付則　この規約は、令和２年５月２７日から適用する。
付則　この規約は、令和３年６月１０日から適用する。
付則　この規約は、令和４年６月６日から適用する。
付則　この規約は、令和５年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、令和６年５月３１日から適用する。
付則　この規約は、令和７年６月１０日から適用する。
付則　この規約は、令和８年６月１５日から適用する。